新庄市監査公告第１８号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和８年１０月　７日

新庄市監査委員　須田　泰博

新庄市監査委員　小野　周一

記

１　監査の種類　　財政援助団体等（指定管理者）監査

２　監査の対象　　萩野児童センター
（指定管理者　萩野児童センター管理委員会）
令和７年度の施設管理に関する事務の執行について

３　監査の期間　　令和８年８月３１日から令和８年９月２９日まで

４　監査の方法
監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

５　監査の結果
指定管理者事業について、提出された資料等に基づき監査した結果、関係帳簿を照合確認し計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。